

公益認定等委員会だより

第26号 平成26年1月6日発行

公益認定等委員会 発行

あけましておめでとうございます。昨年12月に新公益法人制度に完全移行し、今年は新制度の本格的な始動の年となります。今後も更なる公益の増進に向けて、皆様と共に歩んでいきたいと思ひます。
(関連記事2ページ及び3ページ)



公益法人の活動紹介

30

※詳しくはp5をご覧ください

目次

P2...
稲田内閣府特命担当大臣
のメッセージ

P3...
公益認定等委員会
委員長の御挨拶

P4...
移行申請・審査の状況概要

P5...
公益認定等委員会委員の
法人訪問
「(第4回)公益財団法人
平賀源内先生顕彰会」

P6...
申請サポートに
関する情報・その他
お知らせ

■公益財団法人 平賀源内先生顕彰会

エレキテルの発明で有名な平賀源内の、科学や芸術等の広い分野に渡る偉業を顕彰し、後世に伝えるための活動をしています。

		公益法人数	一般法人数(注)	税額控除法人数
内閣府	社団	721	1,069	85
	財団	1,490	841	267
都道府県	社団	3,101	4,815	85
	財団	3,344	2,490	329
合計		8,656	9,215	766

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成25年12月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府

公益法人制度改革における 移行期間の満了に当たって

平成25年12月10日

内閣府特命担当大臣
稲田朋美



平成20年12月に新公益法人制度が施行されてから5年が経ちました。本年11月末をもって旧公益法人の新制度への移行期間が満了し、公益法人制度改革が大きな節目を迎えました。

新制度の施行時、旧公益法人は全国で24,317法人ありました。5年間で20,736法人が新たな公益法人又は一般法人への移行を申請し、このうち9,054法人が新公益法人を選択しています。新制度では全ての公益法人が寄附税制の優遇を受ける特定公益増進法人となります。平成20年4月時点で特定公益増進法人だった旧公益法人は862法人でしたので、10倍以上に増加することになります。これは、公益法人制度改革の大変大きな成果です。

また、移行申請を行うに際し、各法人がそれまで行ってきた事業内容を精査し、制度改革の趣旨を踏まえて自ら最も適切と考える法人形態を選択したことも、我が国非営利部門の歴史に残る意義あることだったと考えます。公益法人はもとより、一般法人に移行した法人も、引き続き公益目的支出計画に基づいて公益的な活動を行っていくこととなります。新制度の下で、内閣府は、各都道府県とともに公益認定法上の行政庁であると同時に、公益法人制度を所管しています。この機会に、そうした担当大臣の立場から、新公益法人に向けて一言申し上げます。

新制度では、従来の各府省等の裁量による設立許可や監督が廃止され、法律に定められた明確なルールの下、法人自らが民間法人として自主的・自律的に事業や法人運営を行うことが可能となりました。実際に、東日本大震災発生以降、多くの公益法人が被災地支援や復興に向けた取組を行っているなど、既に数多くの公益法人が新制度の下、それぞれの分野で活躍しています。

一方、ガバナンスの欠如に起因する公益法人の不祥事案が少なからず発生していることも事実です。内閣府では既に3法人に対して、公益認定法に基づき、法人の業務運営の是正を促す勧告を行いました。公益法人は、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在です。国民からの信頼を得つつ、自主的・自律的な法人運営を行っていただくことが大変重要です。

公益法人の皆様におかれましては、民による公益を担う存在としての高い志と、社会に対する責任意識を持ちながら、今後一層、積極的に公益活動を行っていただきたいと思います。

内閣府として、今後とも公益認定等委員会等と連携し、より多くの法人に新公益法人制度を活用してもらうための制度の理解促進と、より多くの国民に公益法人を支えていただくための情報発信に努めることにより、公益法人が活躍できるための環境整備を図り、民による公益活動の発展に一層尽力してまいります。



新年の御挨拶

平成26年1月1日

公益認定等委員会委員長
山下 徹



～ポスト移行期間の新年に～

新年明けましておめでとうございます。

昨年11月末で5年の移行期間が終了しました。この5年間、特例民法法人の皆様にとっては移行申請が、公益認定等委員会と全国の合議制機関にとっては移行審査が、それぞれ最大の課題でした。しかし今後は、更なる公益の増進に向けて共に歩んでいくことになります。

将来を展望するには、この5年で公益法人とその活動環境がどう推移してきたのかを顧みることが必要です。

制度改革前、寄附優遇税制の対象となる特定公益増進法人は900法人足らずでした。制度改革後は全公益法人がその対象となり、10倍の約9,000法人が所得控除の対象となる見込みです。平成23年度に導入された税額控除制度の対象法人も順調に伸び、既に700を超えています。実際、昨年の内閣府の調査では、税額控除対象の公益法人に対する個人からの寄附金の額は、税額控除制度の導入の前後で3倍となるなど著しい伸びを示し、個人による少額のきめ細かな寄附の広がりが公益法人に対する寄附全体の底上げをもたらしていることを実感します。

平成24年度の事業報告書でみると、全国で約5,500の公益法人が年間2,000億円を超える寄附の支援を受け、2兆5千億円の規模の公益目的事業を行い、移行した一般法人においても年間5,000億円を超える公益目的に係る支出が行われています。「民による公益活動」は着実に成長しています。

一方で、新制度の下で公益法人に期待される法人のガバナンスと、一部法人の運営実態や関係者の認識に乖離があることも事実です。新制度に移行しても、法人運営の意識が旧民法時代から脱却しておらず、評議員や社員、監事、理事の役割や責任の自覚が不足している事例があることを、不祥事案等を通じて痛感します。

税制優遇を受けて活動する公益法人は、国民の信頼の上に初めて存立し得る存在です。そのためには、各法人が自らを律する意識が何より重要です。公益法人の皆様におかれては、公益の担い手としての自覚と責任をもって、将来を見据えた事業の計画と方針を立て、実施していただくことを切に願います。また、法令で求められるディスクロージャーの枠組を超えて透明性を高め、寄附者に対する報告を充実させるなど、年が改まったことを機に、国民の信頼を獲得するためのより積極的な方策に思案を巡らせていただくことを期待いたします。

このような状況を踏まえ、公益認定等委員会としては、今年、引き続き法人運営をサポートする視点で法の運用に当たるとともに、法人における自己規律の意識を促すための周知に努めてまいります。加えて、移行期間における制度改革の状況を取りまとめるとともに、公益活動の増進に関する今後のあり方を模索するため、法人との対話の場を設けてまいりたいと思います。

新公益法人制度の真価が問われるのはこれからです。移行を機に磨かれた組織と事業で、その力を存分に公益活動に注いでいただき、本年が新公益法人にとって実り多き新たな始まりの年となりますよう、心より祈念いたします。



移行申請・審査の状況概要(速報値)

(注)速報値のため、数値は今後修正の可能性あります。

移行の概況 昨年11月末までの移行期間における移行申請数・解散数の概況をお知らせします。

制度施行時特例民法法人数
(平成20年12月1日)

24,317 ※1

※1 共管重複分があるため、国所管と都道府県所管の計は総数と一致しない。

6,625
(27%)

国所管(各省庁)

17,818
(73%)

都道府県所管

移行申請法人数

20,736 ※2

※2 取下げ件数を除く。

うち
みなし解散
426 ※3

9,054
(37%)

公益法人への移行認定

11,682
(48%)

一般法人への移行認可

3,581
(15%)

解散・合併等

※3 移行期間内に移行申請が行われなかったため、法律上、解散したものとみなされた法人の数

税法上の特定公益増進法人数が10倍に増加

寄附優遇税制を活用した資金調達を御検討ください!

旧公益法人制度

計24,317法人

うち特増 862法人 (3.5%)

新公益法人制度

移行申請 計20,736法人

公益 9,054法人 (44%) = 特増

※ 新制度では、公益認定を受けた全公益法人が寄付優遇税制の対象となる「特定公益増進法人」

移行審査の状況(平成25年12月末日時点)

昨年12月末時点において、審査中の法人数全国で1,125法人です。
公益認定等委員会では、引き続き、柔軟かつ迅速な審査に努めてまいります。

移行申請法人数 20,736 (100%)

答申済 19,611 (95%)

処分済 18,040 (87%)

審査中 1,125

	公益法人	一般法人	合計
内閣府	2,055	2,022	4,077
都道府県	6,323	7,640	13,963
合計	8,378	9,662	18,040

公益法人	一般法人
311	814

※左記とは別に、一般法人から新規に公益認定処分を受けた法人数は289

本年10月17日に香川県で開催された公益法人担当四国ブロック会議に公益認定等委員会の雨宮委員長代理、小森委員、恵委員が出席し、併せて同県で認定された公益法人を訪問しました。その模様を御紹介いたします



■公益財団法人 平賀源内先生顕彰会

平賀源内先生顕彰会は、平賀源内の生誕の地である現在の香川県さぬき市志度において、源内の遺品や著書等を収集・保存等を行うとともに、源内の偉業を顕彰することを目的に、昭和4年に任意団体として発足し、昭和37年から財団法人、平成25年4月1日から公益財団法人として活動を行っています。

設立以来、源内が残した数々の発明品等を展示する平賀源内記念館の運営をはじめ、源内の偉業を再発見するためのシンポジウムや講演会の開催、創意工夫の精神を育てるための科学教室や顕彰事業を行っています。



エレキテルの発明で有名な平賀源内は、現在の香川県さぬき市志度に生まれ、28歳まで過ごしました。(公財)平賀源内先生顕彰会は、源内の遺品、著書、関係資料等を収集し、保存、管理するとともに、源内の科学や芸術等の広い分野に渡る偉業を顕彰し、後世に伝えるための活動を行っています。



今回の訪問では、平賀源内記念館と平賀源内旧邸を視察しました。平賀源内記念館は、研究や学問などのために全国を歩いた源内にちなみ「歩く」をコンセプトにまとめられており、館内中央を歩くと、志度から長崎、江戸、秋田での源内の事跡をたどることができるという、源内を知り尽くしているからこそその工夫がほどこされていました。

また、館内には、有名なエレキテルや発明品のみならず、源内の指導によって始まった「源内焼」(陶器)、源内が描いた油絵、源内が執筆した戯曲等の書物から、源内との親交が深かった杉田玄白の解体新書の初版本に至るまで、丁寧な解説とともにスペースを最大に有効活用し展示されていました。さらに、記念館を御案内していただいた“源内博士”の砂山館長の熱心な解説により、訪問者一同はすっかり源内の魅力に引き込まれました。

平賀源内旧邸にある薬草園では、本草学^(注)者だった源内にゆかりのある薬草を100種類以上栽培されていました。また、訪問時にはちょうど、源内の発明や工夫の精神を学び、科学的発想を養うことを目的に、小中学生を対象に毎年開催されている「平賀源内発明くふう展」が行われていました。最後に、尾崎会長をはじめ法人の方々との意見交換をしました。公益法人の運営に当たっての御苦勞を伺ったところ、事業を継続して行うための財源を確保するための収益事業や集客対策が悩みとのことでした。

今後も、源内の偉業や魅力、精神を、後世につなげていただきたいと願いつつ、訪問者一同、もう少し時間が欲しかったと、後ろ髪を引かれる思いで記念館を後にしました。

(注) 薬になる植物、動物、鉱物を研究する学問



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、以下のサポートを御活用ください。**予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

＜窓口相談＞(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。
※2月の窓口相談は、1月8日(水)まで募集中です。

＜基礎的研修会の開催＞(要事前申込)

公益認定申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は1月23日(木)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548
(FAX)03-5403-0231
(メール) akio.nishimori@cao.go.jp

＜電話相談＞

専門相談員による電話相談を実施しています。
(☎)03-5403-9669
(時間)平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

＜民間の専門家を活用した相談会＞

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、1月16日(木)に東京で、1月21日(火)に岩手で開催します(申込〆切はそれぞれ1月8日(水)、14日(火))。

※詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■その他のサポート■

＜業態別説明会への講師派遣＞(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548
(FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

消費税法施行令の一部改正政令(平成25年政令167号)が施行されました



平成25年5月31日に公布された、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第167号)が平成26年1月1日に施行されました。

公益社団・財団法人が受ける寄附金のうち当該寄附金の募集要綱等(行政庁の確認を受けたものに限る。)においてその全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、消費税の特定収入から除外され、**消費税負担が軽減されます。**

行政庁の確認は、今月から電子申請にて受付を開始しています。手続の詳細等は公益法人informationに掲載されている「申請の手引き」をご覧ください。

平成26年4月1日以後に募集が開始される寄附金収入に適用されます。

＜問い合わせ先＞

(電話)03-5403-9521 又は9532

◆移行認定申請中の特例民法法人の皆様へ◆

公益法人への移行をめざして移行認定申請中の特例民法法人は、行政庁からの認定・不認定の処分を受ける前(審査中)であれば、並行して一般法人への移行認可申請を行うことも可能です。

並行して認可申請を行うことを検討する場合は、申請先行政庁の担当者に御一報ください。

【参考】整備法(※)第116条

(移行期間満了後における認可の申請の特例)

第116条 前条第二項の規定にかかわらず、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第四十五条の認可の申請をすることができる。

(※)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)

